



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

株 式 会 社 R V H
代表取締役社長 沼田 英也
(東証二部・コード 6786)
問合せ先 取締役管理部長 斉藤 順市
電話 (03-6277-8031)

株式会社ジンコーポレーションから当社子会社に対する 過年度消費税・法人税還付金等請求債権の譲受に関するお知らせ

今般、当社の子会社である株式会社ミュゼプラチナム（以下、「ミュゼ社」という）は、株式会社ジンコーポレーション（以下、「ジン社」という）との間で、ミュゼ社による同社の未消化役務の消化に係る業務委託料の代物弁済として、ジン社の修正申告における過年度消費税及び法人税還付金約 41 億円（見込額）を譲り受ける旨を合意し、譲渡契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。また、本件譲受により、ミュゼプラチナムの事業譲受対価増額の前提条件が変更となりましたので併せてお知らせいたします。

記

1. 過年度消費税及び法人税の還付金譲受について

平成 27 年 11 月 6 日付「ミュゼプラチナム運営会社である株式会社ジンコーポレーションとのスポンサー支援に関する基本合意書の締結に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、ジン社が仮に破たんした場合における同社顧客 271 万人への影響を最小限に留めるとともに、同社従業員約 4,000 名の雇用を守ることを目的として、ミュゼ社の完全子会社化による当社連結下での美容脱毛事業の推進、ジン社に残存する既存顧客の未消化役務の消化等、美容脱毛事業の再建及び事業価値の維持・向上に向けた取組みを推進してまいりました。

他方ジン社では、過年度決算において、顧客との美容脱毛契約締結時における入金額を前受金として処理せず売上計上していたことから、同社代理人弁護士及び顧問税理士と協議の上、管轄税務署との対応を経て、平成 24 年から平成 26 年までにジン社が納付した法人税及び消費税について更正請求を行う旨の報告を受けました。

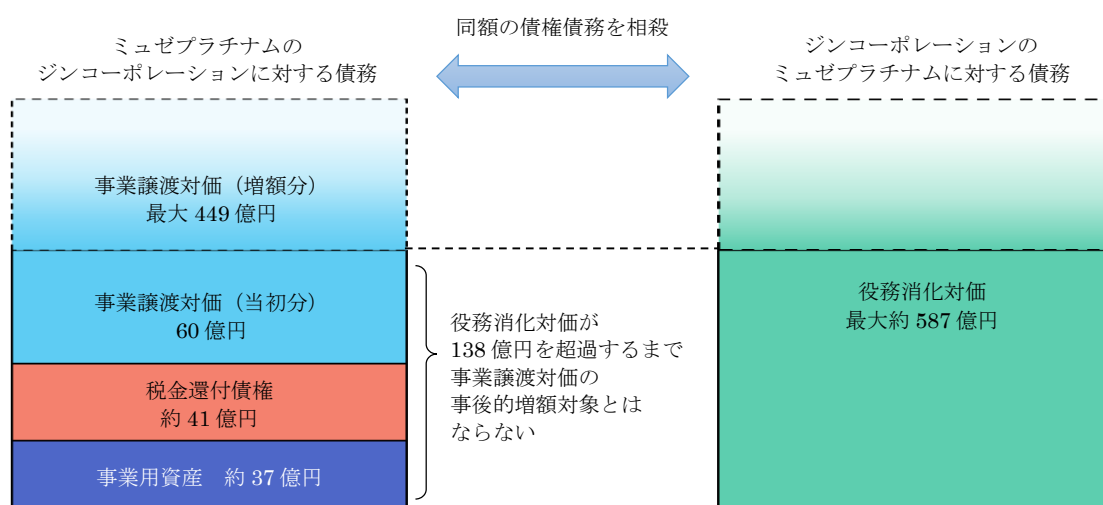
当社は、上述の更正請求により発生見込である税金還付について、ジン社との間で協議を行った結果、平成 27 年 12 月 10 日付にて締結された両者間の業務委託契約に基づき、ミュゼ社による同社の未消化役務の消化に係る業務委託料対価の代物弁済として、本件消費税及び法人税還付金見込額合計約 50 億円からジン社の社会保険料等の支払額を控除した約 41 億円を譲り受ける旨を合意し、消費税還付金請求権については平成 28 年 3 月 30 日付、法人税還付金請求権については平成 28 年 5 月 19 日付にてそれぞれ譲渡契約を締結いたしました。

本還付額の詳細については現時点で未確定であるため、今後税務当局より本件に関わる決定通知書を受領次第改めてお知らせいたします。なお、本件債権譲渡に伴い、当該決定通知書を受領後、ジン社の修正申告における過年度消費税及び法人税還付金約 41 億円（見込額）は、税務当局よりミュゼ社が直接受領することとなります。

2. 役務提供に伴う事業譲渡対価増額の前提事項の変更について

平成 27 年 12 月 30 日付「(追加・訂正開示) 簡易株式交換による株式会社ミュゼプラチナムの完全子会社化及び筆頭株主である主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表いたしましたミュゼ社の事業譲受対価増額の前提条件について、当該公表時において、「ジン社の有する美容事業に関わる事業用資産約 37 億円及び未払である事業譲受対価 60 億円の合計額である約 97 億円を、業務委託契約に基づくミュゼ社によるジン社の残存未消化役務債務の消化に関する役務提供対価と相殺したのち、当該相殺後に発生する役務提供対価と同額相当分を、事業譲渡対価 60 億円に事後的に加算し、四半期ごとに譲渡価額を増額変更する」と想定しておりました。

しかしながら、上述のとおり過年度消費税・法人税還付金等請求債権の譲受を実行したことから、ミュゼ社の事業譲受対価増額の前提条件について、ジン社の有する美容事業に関わる事業用資産約 37 億円及び過年度消費税・法人税還付金等請求債権約 41 億円ならびに未払である事業譲受対価 60 億円の合計額である約 138 億円を、業務委託契約に基づくミュゼ社によるジン社の残存未消化役務債務の消化に関する役務提供対価と相殺したのち、当該相殺後に発生する役務提供対価と同額相当分を、事業譲渡対価 60 億円に事後的に加算し、四半期ごとに譲渡価額を増額変更する方向となりました。



なお、ジン社の平成 27 年 11 月末日時点における未消化役務の総額は約 587 億円となりますが、当該未消化役務総額には商法上の時効を迎えているもの、顧客の居所不明等により消化不可能なもの等が相当数含まれているため、最終的な役務消化実績及び事業譲渡価額は当該総額を下回ることが想定されます。

以上